

令和2年度事業報告には、社会福祉法第45条の27第2項に規定する附属明細書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和3年6月

社会福祉法人香取市社会福祉協議会